

1. 指定介護予防支援(第1号介護予防支援事業含む)を提供する事業者について

事業者名称	社会福祉法人 育徳園
代表者氏名	理事長 早川 良次
法人所在地 (連絡先)	大阪府大阪市阿倍野区阪南町5-12-5 TEL 06-6621-1901 FAX 06-6629-1979

2. ご利用者への指定介護予防支援(第1号介護予防支援事業含む)を担当するセンターについて

(1) センターの所在地等

名 称	阿倍野区北部地域包括支援センター
介護保険 指定事業者番号	大阪市指定 第2702300027号
所在地 (連絡先)	大阪府大阪市阿倍野区天王寺町北3-18-16 電 話 06-6719-0065 FAX 06-6719-0144
管 理 者	小西 郁子
センターの通常 の事業実施地域 (大阪市阿倍野区)	天王寺町北1丁目～3丁目、天王寺町南1丁目～3丁目 阿倍野筋1丁目～3丁目、松崎町1丁目～4丁目、三明町1丁目～2丁目 美章園1丁目～3丁目、旭町1丁目～3丁目、文の里1丁目～4丁目 昭和町1丁目、桃ヶ池1丁目2番

(2) 事業の目的および運営方針

①事業の目的

指定介護予防支援(第1号介護予防支援事業含む)の提供にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の日常生活の自立のため介護予防の効果的かつ自立を最大限に引き出すための支援を行い、利用者の立場に立って介護予防サービス及び介護予防・生活支援サービスの種類、内容等の計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるように介護予防サービス事業者等との連絡調整その他の便宜を行うことを目的とします。

②運営方針

- ・当センターは、利用者が可能な限り居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮します。
- ・当センターは、利用者の心身の状況やおかれている環境などに応じて、利用者や家族の意向などを基に、保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮し、また、医療サービスとの連携に十分に配慮します。
- ・当センターは、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立つとともに、利用者提供される介護予防サービス及び介護予防・生活支援サービスなどが特定の種類または特定の介護予防サービス事業者に不当に偏することのないように公正中立に行います。
- ・当センターは、提供する介護予防支援(第1号介護予防支援事業含む)の質の評価を行い、常にその改善を図ります。
- ・当センターの運営にあたっては大阪市、地域包括支援センターの総合相談窓口、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設、住民による自発的なサービスを含めた地域における様々な取り組み等との連携に努めます。

(3) センター窓口の営業日及び営業時間

営 業 日	月曜日～土曜日 ただし国民の祝日・休日、12月29日～1月3日までを除く
営 業 時 間	午前9時00分～午後5時15分 (営業時間外においても緊急事態に際しては対応可能な体制を確保します。)

(4) センターの職員体制(平成30年4月1日現在)

・地域包括支援センター職員

(保健師もしくは看護師、主任介護支援専門員、社会福祉士、介護支援専門員 ほか) 5名以上

・職務内容

(管理者) 事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、センターの職員に運営基準を遵守させるために必要な指揮命令を行います。また、センターの担当職員その他の従業員の管理及び指定介護予防支援、介護予防ケアマネジメントの利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行います。

(担当職員) 利用者からの相談に応じ、利用者がその心身の状況や置かれている環境等に応じて本人や家族の意向を基に、介護予防サービス及び介護予防・生活支援サービス等を適切に利用できるように、サービスの種類、内容等の計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう、指定介護予防サービス事業者との連絡調整やその他の便宜の調整を行います。

3. 利用者への連絡頻度のめやす

職員あるいは、居宅介護支援事業者が居宅等に訪問する頻度のめやすは、3ヶ月に1回以上とします。ただし、日常生活を支援する上で、解決すべき課題の把握、介護予防サービス計画、介護予防ケアプラン作成後における計画実施状況の把握、介護予防サービス及び介護予防・生活支援サービスの評価及び連絡調整等、ご利用者の承諾を得て、必要に応じ随時訪問、面接、電話などをいたします。

4. 指定介護予防介護支援(第1号介護予防支援事業含む)の内容, 利用料・その他の費用について

(1) 指定介護予防支援(第1号介護予防支援事業含む)にかかる所定の料金、利用料

- ・指定介護予防支援の内容
 - ①介護予防サービス計画及び介護予防ケアプランの作成
 - ②介護予防サービス事業者との連絡調整
 - ③サービス実施状況の把握、評価
 - ④利用者状況の把握
 - ⑤給付管理
 - ⑥要支援認定申請に対する協力、援助
 - ⑦相談業務

上に掲げた①～⑦の内容は、介護予防支援(第1号介護予防支援事業含む)の一連業務として、介護保険の対象となるものです。

- ・①～⑦の業務の一部を、大阪市地域包括支援センター運営協議会において認められた居宅介護支援事業者に委託することができます。
- ・提供方法
別紙に掲げる「指定介護予防支援業務(第1号介護予防支援事業含む)の実施方法等について」を参照下さい。

- ・1ヶ月あたりの料金
 - (4, 781円)
 - ※初回加算 (3, 336円)
 - ※介護予防小規模多機能型居宅介護事業所連携加算 (3, 336円)
- (平成29年4月1日現在)

- ・1ヶ月あたりの利用料
介護保険給付の適用となる場合、利用者の自己負担はございません。
ただし、介護保険適用の場合でも、保険料の滞納などにより、法定代理受領ができなくなる場合には前記の料金をお支払いいただきます。
(その際、料金支払い時にセンターが発行するサービス提供証明書を後日阿倍野区役所の介護保険担当窓口へ提出しますと、差額の払い戻しを受けることができます。)
- ・利用料金の変更
今後、介護報酬の改定があった場合、変更された額にあわせて利用者の利用料金は変更します。
その内容については、文書にて通知いたします。

(2) その他の費用について

①交通費

利用者の居宅が通常の事業の実施地域以外の場合、交通費の実費を請求いたします。

自動車を使用した場合

センターから片道10km未満	300円
センターから片道10km以上20km未満	600円
センターから片道20kmを越す場合は、片道10kmごとに	300円を加算させていただきます。

②サービス実施記録等の複写費用

複写にかかる実費(1枚10円)をお支払いいただきます。

5. 利用料、その他の費用の請求および支払い方法について

(1) 利用料、その他の費用の請求

- ア. 利用料、その他の費用は利用者負担のある支援業務提供ごとに計算し、利用のあった月の合計金額により請求いたします。
- イ. 請求書は、利用明細を添えて利用のあった月の翌月10日までに利用者あてお届けいたします。ただし、請求額のない月はお届けしません。

(2) 利用料、その他の費用の支払い

- ア. 利用者負担のある支援業務提供の都度お渡しする利用者控えと内容を照合のうえ、請求月の25日までに、下記のいずれかの方法によりお支払いください。

- (ア) センター指定口座への振り込み
- (イ) 利用者口座からの自動振替
- (ウ) 現金での支払い

なお、(ア)(イ)の場合の手数料は利用者の負担とさせていただきます。

イ. お支払いを確認しましたら、必ず領収書をお渡ししますので、保管をお願いします。

※利用料、その他の費用の支払いについて、支払い期日から2ヶ月以上遅延し、さらに、支払いの督促から14日以内にお支払いがない場合には、契約を解約した上で、未払い分をお支払いいただくこととなります。

6. センター職員の禁止行為

センターの職員はサービスの提供にあたって、次の行為は行いません。

- ①利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類の預かり
- ②利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ③利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ④身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑤その他利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

7. 指定介護予防支援（第1号介護予防支援事業含む）の提供にあたって

- (1) 指定介護予防支援（第1号介護予防支援事業含む）提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要支援認定及び事業対象者の有無及び要支援認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当センターにお知らせ下さい。
- (2) 利用者が要支援認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、要支援認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要支援認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。

8. 高齢者虐待防止について

当センターでは利用者の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げる必要な措置を講じます。

- ①研修等を通じて、従業者の人権意識の向上や知識や技術の向上に努めます。
- ②個別支援計画の作成など適切な支援の実施に努めます。
- ③従業者が支援にあたっての悩みや苦勞を相談できる体制を整えるほか、従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

9. 秘密の保持と個人情報の保護について

- (1) 利用者及びその家族に関する秘密の保持について

センター及びセンターの使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。なお、この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。ただし、指定介護予防支援業務及び介護予防ケアマネジメント業務の一部を委託する居宅介護支援事業者には、介護予防サービス提供のために必要な利用者および家族に関する情報を提供します。

- (2) 個人情報の保護について

センターは、利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、あらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議で利用者の家族の個人情報を用いません。

- (3) 記録物の保護について

センターは、利用者およびその家族に関する個人情報が含まれる記録物については、善良な管理者の注意をもって管理し、また、処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。

また、指定介護予防支援業務及び介護予防ケアマネジメント業務の一部を委託する居宅介護支援事業者も同等の個人情報の保護を行います。

10. 事故発生時の対応について

当センターが利用者に対して行う指定介護予防支援（第1号介護予防支援事業含む）の提供により、何らかの事故が発生した場合には、速やかに緊急連絡先の家族・市町村に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、センターの責めに帰すべき事由により、利用者に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償いたします。但し、利用者に故意又は重大な過失が認められる場合には、その損害賠償を減じることができるものといたします。

11. その他

以下の場合には、速やかにセンターにご連絡をお願いいたします。

- (1) 利用者が入院・入所された場合。
- (2) 介護保険被保険者証の記載内容に変更が生じた場合。
- (3) 各種の減免に関する決定、生活保護・公費負担医療の受給取得等についての変更が生じた場合。
- (4) サービス提供事業者やその内容が介護予防サービス計画、介護予防ケアプランと異なる場合。
- (5) ショートステイ等のサービスをやむを得ず、緊急に利用された場合。

12. サービス内容に関する相談、苦情

- ★当センターは、相談・苦情受付担当の従業者及び、苦情解決責任者、第三者委員を設置し、センターのサービス等に関する利用者の相談や苦情、要望等に対し速やかに対応いたします。
- ★苦情受付担当者は、利用者等からの苦情を、面接、電話、書面等により、随時受け付け、その際、苦情申し出人の方が第三者委員の仲裁を希望するかどうかの確認を行います。
- ★苦情受付担当者は、把握した状況を苦情解決責任者とともに検討を行い、当面及び今後の対応を決定します。対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、利用者へは対応方法を含めた結果報告を行います。

①当センターの相談・苦情担当 【連絡先】	山村 肇（センター主任職員） 電話番号 06-6719-0065 FAX番号 06-6719-0144 受付時間 月～土 9:00～17:15 ※祝日、12月29日～1月3日を除く。
②苦情解決責任者 ③第三者委員	小西 郁子（センター長） 苦情解決に社会性或客観性を確保し、利用者の方の立場や権利に配慮した中立・公正・適切な対応を推進するため、法人に第三者委員を設置しています。 森本 成毅 06-6629-1203 桂川 健介 0745-72-0538
④大阪市相談窓口	大阪市健康福祉局高齢者施策部介護保険課指定・指導グループ 〒541-0055 大阪市中央区船場中央3-1-7-331 電話番号 06-6241-6310 FAX番号 06-6241-6608 受付時間 月～金 9:00～17:00 ※祝日、12月29日～1月3日を除く。
⑤阿倍野区相談窓口	阿倍野区保健福祉センター (地域福祉保健福祉担当 介護保険業務担当) 〒545-0004 大阪市阿倍野区文の里1-1-40 電話番号 06-6622-9859 FAX番号 06-6621-1434 受付時間 月～金 9:00～17:30 ※祝日、12月29日～1月3日を除く。
⑥おおさか介護サービス相談センター	大阪市天王寺区東高津町12-10 大阪市立社会福祉センター308 〒546-0031 大阪市東住吉区田辺1-13-4 電話番号 06-6766-3800 FAX番号 06-6766-3822 受付時間 月～金 9:00～17:00 ※祝日、12月29日～1月3日を除く。
⑦大阪府国民健康保険団体連合会	大阪府国民健康保険団体連合会（介護保険室 介護保険課） 〒540-0028 大阪市中央区常盤町1-3-8 中央大通FNビル 電話番号 06-6949-5418 受付時間 月～金 9:00～17:00 ※祝日、12月29日～1月3日を除く。

13. 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明日	平成 年 月 日
---------------	----------

上記内容について、「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）」第4条の規定にもとづき、利用者に説明を行いました。

セ ン タ ー	事業者番号	2702300027
	所在地	大阪市阿倍野区天王寺北3丁目18番16号
	名称	阿倍野区北部地域包括支援センター
	代表者名	社会福祉法人 育徳園 理事長 早川 良次 印
	説明者氏名	印

上記内容の説明をセンターから確かに受けました。

利 用 者	住所	
	氏名	印

代 理 人	住所	
	氏名	印